

千早赤阪村告示第 40 号

千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札実施要領を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、千早赤阪村が発注する千早赤阪村公用車購入事業の契約に係る郵送方式の事後審査型条件付一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、郵送方式によって条件付一般競争入札を実施し、開札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

(対象)

第 3 条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる案件は、千早赤阪村建設工事及び業務委託業者指名委員会において事後審査型条件付一般競争入札としたものを対象とする。

(入札の公告)

第 4 条 村長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施しようとするときは、千早赤阪村財務規則（昭和 39 年千早赤阪村規則第 2 号）第 63 条第 2 項に規定するもののほか次の事項について、公告を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 開札の日時及び場所

2 公告は、役場前の掲示場及び千早赤阪村ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(入札参加資格の要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 令和7・8年度千早赤阪村入札参加資格者名簿（物品製造・役務の提供等）に登載されていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (6) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和56年千早赤阪村要綱第3号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

（入札参加資格確認の申請）

第6条 事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、当該入札の公告において定める書類を添えて、村長に申請しなければならない。

2 前項の申請書及びその添付書類の提出後の変更は、これを認めない。

（入札参加資格の確認）

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに入札参加資格の有無について審査し、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）により申請者に通知する。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第 8 条 村長が入札参加資格がないと認めた者は、前条に定める通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に、村長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合において、書面の提出は、入札を執行する課へ持参するものとする。

2 村長は、前項の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して 2 日以内に書面により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

(入札参加資格の喪失)

第 9 条 事後審査型条件付一般競争入札の参加の資格がある者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加資格を失う。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(仕様書等の提供等)

第 10 条 事後審査型条件付一般競争入札に係る仕様書、図面その他必要なものとして指定する書類の提供は、千早赤阪村ホームページに掲載する方法その他指定する方法によるものとする。

2 入札額の積算等に必要な書類を閲覧に供するときは、当該入札の公告において、その期間及び場所を指定して行うものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第 11 条 前条に規定する書類等について質問のある者は、当該入札の公告において指定する期間において、書面により行うものとする。

2 前項の規定により提出された質問の回答については、千早赤阪村ホームページに掲載することにより、その質問及び回答の内容を公表するものとする。

(入札書等の郵送方法)

第 12 条 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を公告で定める入札書類等到着期限日（以下「到着期限日」という。）までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

- (1) 入札書
- (2) 内訳書
- (3) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (4) その他公告で定める書面

2 入札書等を入れる封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒とする。

- (1) 内封筒は長形3号封筒とし、前項第1号及び第2号に定める書類を入れ、のり付けのうえ、村への届出印で割印のうえ内封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、業務名、業務場所、開札日並びに入札者の住所及び商号又は名称を記載すること。
- (2) 外封筒には、前号の内封筒並びに前項第3号及び第4号に定める書類を入れ、のり付けのうえ、封筒の表面に宛先（〒585-8501 千早赤阪村総務部総務政策課 行）を記載のうえ、「入札書在中」と朱書きするとともに、入札者の住所及び商号又は名称を記載し、到着期限日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、到着期限日が、千早赤阪村の休日を定める条例（平成元年千早赤阪村条例第27号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、これらの日の前日をもってその到着期限とみなす。

3 郵送された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札の辞退を認めるものとする。

5 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを村長に提出しなければならない。

（入札書の受領等）

第13条 入札担当職員は、前条第1項により郵送された封筒を到着期限日までに受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

（開札）

第14条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札参加者が立ち会わないときは、令第167条の8の規定により当該入札に關係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札立会人は2名以内とし、当該開札終了後、開札確認書に署名を行うことにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領(令和7年千早赤阪村告示第41号)の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 開札事務従事者は、開札の前に入札参加資格について簡易な審査を行うものとし、その結果、次条各号のいずれかに該当して入札参加資格がないと認められた者が行った入札については無効とする。

5 入札回数は、1回とする。

6 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反する者のした入札
- (4) 第12条第1項及び第2項に規定する方法によらない入札
- (5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札
- (6) 代理人のした入札
- (7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

(失格)

第16条 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第17条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、令第167条の9の規定により、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。
- 3 前項の場合において、くじ引きを辞退又は棄権することができない。
- 4 落札候補者は、落札候補者決定の日の翌日(その日が休日に当たる場合は、翌開庁日)までに、事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書（様式第3号）及び公告で定めた書類を提出しなければならない。
- 5 村長は、前項の規定により落札候補者が提出した書類に基づいて入札参加資格の確認を行い、原則として落札候補者が決定した日から起算して5日(休日を含まない。)以内に落札者の決定を行うものとする。
- 6 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、その旨を事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 7 落札候補者が公告に示す提出期限までに第4項の書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に対し不適格とした事実及びその理由を事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 8 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第2項の規定に基づき、くじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 9 落札者がない場合は、再度の公告等により、後日改めて入札を行うものとする。

(くじの方法)

第18条 前条第2項のくじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字（以下「くじ用数字」という。）を記載する。
- (2) 開札立会人により3桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下3桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を0として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番号を付していない者がある場合は、業者番号

の最小の者に戻り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。

- (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に第2号で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。
- (5) 前2号の場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とみなすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとする。

(契約書の提出)

第19条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日（休日を含まない。）以内に提出しなければならない。ただし、村の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第16条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。
- 4 前2項の規定により契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札の中止等)

第20条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入札を中止又は延期することができる。

- (1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合
 - (2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合
- 2 前項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、本村はその損害を補償しないものとする。

(入札結果の公表)

第21条 村長は、落札者を決定した場合は、入札結果を千早赤阪村ホームページ

ジにおいて公表する。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札に関する必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札による契約締結の日にその効力を失う。